

平成30年度開設の大学等の設置に係る学校法人の寄附行為(変更)の認可に関する審査意見

○ 平成30年度開設の大学等の設置に係る学校法人の寄附行為(変更)の認可申請のうち、平成29年8月25日までに大学設置・学校法人審議会より判定を「可」とする答申がなされた案件に係る審査の過程において学校法人に伝達した意見は以下のとおり。

設置者	大学名	学部・学科・研究科名	審査意見
学校法人 至善館 (一般財団法人大学院大学 至善館設立準備財団)	大学院大学至善館	イノベーション経営学術院(P) イノベーション経営専攻	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 貴学が受け入れる学生は、企業からの派遣による経営幹部候補者のほか、これ以外の「プロフィール」を持つ学生も受け入れることとしているが、経営幹部候補以外の受け入れ人数の見通しが不明瞭である。このため、入学定員80名のうち、企業派遣による経営幹部候補及びこれ以外の「プロフィール」の受入れ想定数を明確にした上で、それぞれの中長期的な学生確保の見通しを改めて説明すること。</li> <li>2 企業からの派遣を中長期的に確保するため、建学の精神を踏まえて、企業に対して説明する内容について整理すること。</li> <li>3 理事・評議員が参画できる適切な理事会、評議員会の開催方法について説明すること。</li> <li>4 学校法人の設立後に評議員を速やかに選任できるよう候補者を選定すること。</li> <li>5 法人運営にあたって、法人側と教学側でどのように意思疎通を図り、共通の課題について協議を行うか説明すること。</li> <li>6 学校法人及び設置する大学院大学の業務を執行するための、適切な事務体制について説明すること。</li> <li>7 寄附行為案において、条項の引用誤りや評議員数の不整合がみられることから、修正すること。</li> <li>8 認可までに申請内容を見直す場合、事前に協議すること。</li> <li>9 会計処理については、文部科学大臣所轄法人として学校法人会計基準に沿った取扱が行えるよう適切に対応すること。</li> <li>10 学校法人設立に伴う諸規程の整備計画(整備する規程の名称及び整備予定時期等)を説明すること。</li> </ol>
学校法人 新潟総合学園	新潟食料農業大学	食料産業学部 食料産業学科	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 将来にわたる学生確保の見通しについて、法人内でどのような分析や検討が行われたのか、改めて説明すること。</li> <li>2 理事の構成が、法人及びグループ団体の役職員に偏っていることから、学校法人の運営に多様な意見を取り入れ、経営機能の強化に資するという外部理事の意義を踏まえ、その構成について検討すること。</li> <li>3 監事のうち一名が、グループ内の4学校法人の監事を全て兼ねていることについて、それぞれにおいて独立した監査業務が行えるのか具体的に説明すること。また、非常勤の監事として別に本務を持ちながら、4法人の監査業務を十分に行えるのか具体的に説明すること。</li> <li>4 設置経費等の財源である寄附金について、請負業者等の寄附金が含まれないかどうか説明するとともに、必要に応じて、申請内容を見直すこと。</li> <li>5 学校法人国際総合学園からの土地建物の購入について、手続及び金額が適切であったのか説明すること。</li> <li>6 認可までに申請内容を見直す場合、事前に協議すること。</li> <li>7 代表権の登記が遅延して行われていたことから、今後は法令の規定に基づき、所定の期日までにを行うこと。</li> <li>8 大学設置に伴う諸規程の整備計画(整備する規程の名称及び整備予定時期等)を説明すること。</li> </ol>

設置者	大学名	学部・学科・研究科名	審査意見
学校法人 群馬育英学園	育英大学	教育学部 教育学科	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 群馬大学のみ競合校として設定しているが、育英短期大学を含め近隣同分野の私立大学とも競合することを踏まえ、学生確保の見通しや方策について改めて説明すること。</li> <li>2 理事長、理事及び監事が他の学校法人の役員等を兼ねていることから、各法人において独立した監事監査を行うことができるのか具体的に説明すること。</li> <li>3 設置経費及び開設年度の経常経費が標準設置経費及び標準経常経費と比べて僅差であることから、減価償却による帳簿価額の減額や今後追加購入を求められた場合の対応について説明すること。</li> <li>4 認可後に高崎市から助成金を交付された場合の用途について説明すること。</li> <li>5 認可までに申請内容を見直す場合、事前に協議すること。</li> <li>6 代表権の登記及び財務関係書類の備え付けが遅延して行われていたことから、今後は法令の規定に基づき、所定の期日までにすること。</li> <li>7 未整備の規程(資産運用に関する規程)を含む大学設置に伴う諸規程の整備計画(整備する規程の名称及び整備予定時期等)を説明すること。</li> </ol>
学校法人 日本教育財団	東京通信大学	情報マネジメント学部 情報マネジメント学科 人間福祉学部 人間福祉学科	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 「学生確保の見通し等を記載した書類」に記載されている以下の事項について説明すること。 (1) 定員未充足の通信制大学が散見される要因として「社会的機能や法令上の前提を勘案すべきとの調査結果も出されている」という記述があるが、具体的な根拠が不明であるため、説明すること。 (2) 「表6」について、記載されている「※」「*」の説明がないことや、「年間成長率」をどのような意味で使用しているのか、また「入学者数の年間成長率」として「%」で示されているが、実数の変動が不明確なため、入学定員や入学者数について明らかにすること。</li> <li>2 理事及び評議員の構成が、法人関係者に偏っていることから、学校法人の運営に多様な意見を取り入れ、経営機能の強化に資するよう、私立学校法の趣旨に則って、外部理事及び外部評議員を選任することについて検討すること。</li> <li>3 監事による監査業務が十分であるか不明なことから、監事の監査の状況と今後の充実強化策について具体的に説明すること。</li> <li>4 監事の出席していない理事会及び評議員会が多くあり、特に決算報告、予算案を議題としている回も欠席していることから、その理由について説明するとともに、私立学校法に定める監事の職務を十分認識し、今後は監事出席の上で開催すること。</li> <li>5 理事会及び評議員会の議事録に監事による監査報告が記載されていないことから、今後は適切に対応すること。</li> <li>6 認可までに申請内容を見直す場合、事前に協議すること。</li> <li>7 会計処理については、文部科学大臣所轄法人として学校法人会計基準に沿った取扱が行えるよう適切に対応すること。</li> <li>8 大学設置に伴う諸規程の整備計画(整備する規程の名称及び整備予定時期等)を説明すること。</li> <li>9 現在係争中の訴訟において、現況及び今後の見通し、法人としての認識について説明すること。</li> </ol>

設置者	大学名	学部・学科・研究科名	審査意見
学校法人 赤門宏志学院	仙台赤門短期大学	看護学科	<p>1 アンケートについて、以下のとおり不明確な点があるため、明らかにした上で改めて学生確保の見直しについて説明すること。  (1)アンケートの調査対象高校について、東北6県の高校から大学側で159校を選定したとのことだが、選定基準が不明であるため、説明すること。  (2)アンケートの設問項目3において「短期大学進学」と回答した者と設問項目4において「看護学関係に進学したい」と回答した者と、設問項目6において本学科への進学を希望する者のクロス集計の結果を明らかにすること。  (3)アンケートの調査結果の説明では進学希望者の男女別内訳は「男性が40人、女性が60人」としているが、添付資料のアンケート調査報告書では男女の内訳が逆になっており、整合性がとれていないため、改めること。</p> <p>2 学校法人の建学の精神と新設短期大学の設置の趣旨及び目的との関係について説明すること。</p> <p>3 学生確保のためには大学や専門学校にはない短期大学の魅力や特色が伝わるような広報活動を行うことが必要であることから、短期大学の魅力や特色についての認識を改めて説明すること。</p> <p>4 長期的に入学定員を上回る進学希望者が見込まれるのか不明確であることから、定員が合理的に設定されているか説明をするか、定員設定を見直すこと。また、学生確保の取組について充実を図ること。</p> <p>5 理事の選任方法に誤りがあることから、その理由を説明するとともに、寄附行為の規定に基づき適切に行うこと。</p> <p>6 短期大学を設置する学校法人としてふさわしい監査を行うため、財務監査や業務監査の充実を図るとともに、監事のサポート体制や内部監査を強化し、その内容について説明すること。</p> <p>7 事務組織が十分であるか不明なため、学校法人及び設置する短期大学の業務を執行するための適切な事務組織の整備について説明すること。</p> <p>8 申請書等に誤記が散見されることから、事務処理機能を強化すること。</p> <p>9 認可までに申請内容を見直す場合、事前に協議すること。</p> <p>10 財務書類の備え付けが遅延して行われていたことから、今後は法令の規定に基づき、所定の期日まで行うこと。</p> <p>11 会計処理については、文部科学大臣所轄法人として学校法人会計基準に沿った取扱が行えるよう適切に対応すること。</p> <p>12 大学設置に伴う諸規程の整備計画(整備する規程の名称及び整備予定時期等)を説明すること。</p>
学校法人 北海道科学大学	北海道科学大学 北海道科学大学大学院	薬学部 薬学科 薬学研究科(D) 保健医療学研究科(M)	<p>1 認可までに申請内容を見直す場合、事前に協議すること。</p> <p>2 代表権の登記が遅延して行われていたことから、今後は法令の規定に基づき、所定の期日までに行うこと。</p> <p>3 既設校の今後の定員充足の在り方について検討すること。 (北海道科学大学短期大学部 自動車工業科)</p>
学校法人 常磐大学	常磐大学	看護学部 看護学科	<p>1 学生確保に向けた取組について具体的かつ詳細に説明すること。</p> <p>2 新設学部と理事会の意思疎通の仕組みや方法等について説明すること。</p> <p>3 認可までに申請内容を見直す場合、事前に協議すること。</p> <p>4 既設校の今後の定員充足の在り方について検討すること。 (常磐大学 総合政策学部法律行政学科、総合政策学科)</p>

設置者	大学名	学部・学科・研究科名	審査意見
学校法人 青淵学園	東都医療大学	管理栄養学部 管理栄養学科	<p>1 独立監査人による監査報告が決算確定前の計算書類に基づき実施されているため、適切に対応すること。</p> <p>2 届出により設置する平成30年度開設予定学部の設置に必要な経費の財源の確保の見通しと、管理栄養学部の設置経費の資金計画への影響の有無について説明すること。</p> <p>3 認可までに申請内容を見直す場合、事前に協議すること。</p>
学校法人 和洋学園	和洋女子大学	看護学部 看護学科	<p>1 アンケート結果が入学定員を上回る進学希望者がいることの根拠となるのか不明であることから、アンケート結果以外の分析も含めて、改めて学生確保の見通しについて説明すること。</p> <p>2 調査結果等が入学定員を上回る進学希望者がいることの根拠となるのか不明であることから、調査結果等以外の分析も含めて、改めて学生確保の見通しについて説明すること。</p> <p>3 法人の収支の黒字化に向けた中長期的な改善計画について具体的な金額を示して説明すること。</p> <p>4 特定資産として計上されていない現金預金、有価証券の中長期的な使用計画に係る法人としての方針、考え方を説明すること。</p> <p>5 認可までに申請内容を見直す場合、事前に協議すること。</p>
学校法人 駒澤学園	駒沢女子大学	看護学部 看護学科	<p>1 近隣の競合校の一部が定員を充足できておらず、さらに貴大学の既存学部が定員割れの状態にあることから、その要因を踏まえた新設学部の学生確保の見通しについて説明すること。</p> <p>2 新設学部と理事会の意思疎通の仕組みや方法等について説明すること。</p> <p>3 理事会及び評議員会の委任状について、白紙委任ともとれる記載があることから、その在り方について見直すこと。</p> <p>4 認可までに申請内容を見直す場合、事前に協議すること。</p> <p>5 収益事業を実施していないことから、寄附行為の変更(収益事業の廃止)など適切に対応すること。</p>
学校法人 中西学園	名古屋学芸大学	看護学部 看護学科	<p>1 平成28年度開催の評議員会において、一度も出席していない評議員がいることから、その理由を明らかにするとともに、その対応方針について説明すること。</p> <p>2 認可までに申請内容を見直す場合、事前に協議すること。</p>

設置者	大学名	学部・学科・研究科名	審査意見
学校法人 関西医科大学	関西医科大学 関西医科大学大学院	看護学部 看護学科 看護学研究科(M)(D)	<p>1 平成28年度開催の評議員会において、一度も出席していない評議員がいることから、その理由を明らかにするとともに、その対応方針について説明すること。</p> <p>2 負債率が高いことから、財務状況にかかる現状認識を示すとともに、その改善策について説明すること。</p> <p>3 認可までに申請内容を見直す場合、事前に協議すること。</p> <p>4 理事会及び評議員会の委任状について、白紙委任ととれる記載があることから、その在り方について見直すこと。</p> <p>5 寄付金の募集要項に任意であることを明記すること。</p> <p>6 現在係争中の訴訟において、現況及び今後の見通し、法人としての認識について説明すること。</p>
学校法人 広島文化学園	広島文化学園大学	人間健康学部 スポーツ健康福祉学科	<p>1 学生確保のアンケート対象が、平成29年度大学入学予定者となっていたことから、平成30年度以降についても、平成29年度入学予定者の傾向と同様に学生確保が可能であると判断した理由を説明すること。</p> <p>2 平成28年度開催の評議員会において、一度も出席していない評議員がいることから、その理由を明らかにするとともに、その対応方針について説明すること。</p> <p>3 認可までに申請内容を見直す場合、事前に協議すること。</p>
学校法人 中村産業学園	九州産業大学	人間科学部 臨床心理学科 子ども教育学科 スポーツ健康福祉学科	<p>1 認可までに申請内容を見直す場合、事前に協議すること。</p> <p>2 財務関係書類の備え付けが遅延して行われていたことから、今後は法令の趣旨を踏まえ、所定の期日までに行うこと。</p>
学校法人 永原学園	西九州大学	看護学部 看護学科	<p>1 ①アンケート結果で新設学部へ進学を希望すると回答した者の中に、そもそも大学に進学を希望しない者が含まれていること②佐賀県内の看護専修学校進学者及び佐賀県外の看護学部進学者のうち半数が地域看護学部を志願するという根拠が不明であることから、学生確保の見込みについて改めて説明すること。</p> <p>2 認可までに申請内容を見直す場合、事前に協議すること。</p> <p>3 既設校の今後の定員充足の在り方について検討すること。 (西九州大学 健康福祉学部社会福祉学科)</p>

設置者	大学名	学部・学科・研究科名	審査意見
学校法人 金沢学院大学	金沢学院大学 金沢学院短期大学	文学部 教育学科 幼児教育学科	<p>&lt;金沢学院大学 文学部教育学科 増設&gt;</p> <p>1 本アンケート結果において本学科への進学を希望すると回答した者と、同時期に実施した金沢学院短期大学幼児教育学科設置に関するアンケート調査で新設学科への進学を希望すると回答した者が重複している可能性があるかどうか説明するとともに、重複している可能性がある場合、重複して回答した学生を考慮してもなお入学定員を上回る進学希望者がいることについて、アンケート以外の分析も行ったうえで改めて説明すること。</p> <p>2 編入学アンケートにおいて、保育の現場で働きながら学ぶことについて聞いているが、実際のカリキュラムでは働きながら通学することは想定していない。本アンケートが編入学定員が充足できる根拠となるのか、改めて説明すること。</p> <p>3 アンケート調査結果において「看護師」となっている箇所があるため、適切に修正すること。</p> <p>&lt;金沢学院短期大学 幼児教育学科 増設&gt;</p> <p>1 アンケートの設問項目間3において「短期大学進学」と回答した者と設問項目間4において「教育学・保育学関係」と回答した者と、設問項目間7において本学科への進学を希望する者のクロス集計の結果を明らかにすること。</p> <p>2 本アンケート結果において本学科への進学を希望すると回答した者と、同時期に実施した金沢学院大学文学部教育学科設置に関するアンケート調査で新設学科への進学を希望すると回答した者が重複している可能性があるかどうか説明するとともに、重複している可能性がある場合、重複して回答した学生を考慮してもなお入学定員を上回る進学希望者がいることについて、アンケート以外の分析も行ったうえで改めて説明すること。</p> <p>3 既設学科の定員未充足について、その原因と、これまでの改善方策等について改めて説明した上で、この状況を踏まえた新設学科における長期的な学生確保の見通しについて説明すること。</p> <p>4 アンケート調査結果において「看護師」となっている箇所があるため、適切に修正すること。</p> <p>&lt;学校法人金沢学院大学&gt;</p> <p>1 金沢学院大学文学部教育学科及び金沢学院短期大学幼児教育学科増設についてのアンケートの結果、進学希望者が定員を上回っていない。この結果についての認識を説明するとともに、志願者を開拓していくために、文学部教育学科と短期大学幼児教育学科の特色と違いについて、どのように学生募集活動において周知し、どのような取組を行う予定か、説明すること。</p> <p>2 認可までに申請内容を見直す場合、事前に協議すること。</p> <p>3 代表権の登記が遅延して行われていたことから、今後は法令の規定に基づき、所定の期日までに行うこと。</p>
学校法人 瀬木学園	愛知みずほ大学短期大学部	現代幼児教育学科	<p>1 顧問の任期等について、規程等に定められているか説明すること。</p> <p>2 監事の監査報告書の内容について、法令に基づいた内容に見直すこと。</p> <p>3 認可までに申請内容を見直す場合、事前に協議すること。</p>

設置者	大学名	学部・学科・研究科名	審査意見
学校法人 村上学園	東大阪大学短期大学	介護福祉学科	<p>1 近隣における同系分野の競合校における定員充足状況、地域の高校生の進学動向等を踏まえ、新設学科における長期的な学生確保の見通しについて説明すること。</p> <p>2 高等学校及び日本語学校からのアンケート集計結果において、質問②において「介護」という職業について関心があると回答し、かつ質問③において本学科へ進学したいと回答した者の人数について明らかにすること。</p> <p>3 監事の監査において、教学面の監事監査の充実について説明すること。</p> <p>4 留学生の確保は、福祉に関する制度や留学生政策等、外的要因に左右される可能性があることについて、認識を示すこと。</p> <p>5 新設学科に転共用する設備について、今後の更新計画を説明すること。</p> <p>6 認可までに申請内容を見直す場合、事前に協議すること。</p> <p>7 財務関係書類の備え付けが遅延して行われていたことから、今後は法令の趣旨を踏まえ、所定の期日までに行うこと。</p>
学校法人 東北学院	東北学院大学	文学部 教育学科	<p>1 平成28年度開催の評議員会において、一度も出席していない評議員がいることから、その理由を明らかにするとともに、その対応方針について説明すること。</p> <p>2 認可までに申請内容を見直す場合、事前に協議すること。</p> <p>3 代表権の登記が遅延して行われていたことから、今後は法令の規定に基づき、所定の期日までに行うこと。</p> <p>4 現在係争中の訴訟について、現況及び今後の見通し、法人としての認識について説明すること。</p>
学校法人 大東文化学園	大東文化大学	スポーツ・健康科学部 看護学科	<p>1 平成28年度開催の評議員会において、一度も出席していない評議員がいることから、その理由を明らかにするとともに、その対応方針について説明すること。</p> <p>2 認可までに申請内容を見直す場合、事前に協議すること。</p> <p>3 財務関係書類の備え付けが遅延して行われていたことから、今後は法令の趣旨を踏まえ、所定の期日までに行うこと。</p> <p>4 理事会及び評議員会の委任状について、白紙委任ともとれる記載があることから、その在り方について見直すこと。</p>
学校法人 渡辺学園	東京家政大学	健康科学部 リハビリテーション学科	<p>1 平成28年度開催の評議員会において、一度も出席していない評議員がいることから、その理由を明らかにするとともに、その対応方針について説明すること。</p> <p>2 認可までに申請内容を見直す場合、事前に協議すること。</p> <p>3 現在係争中の訴訟において、訴訟の原因、現況及び今後の見通し、法人としての認識について説明すること。</p>

設 置 者	大 学 名	学部・学科・研究科名	審査意見
学校法人 立命館	立命館大学	国際関係学部 アメリカン大学・立命館大学国際連携学科	1 第1号評議員(法人職員)が欠員中であることから、速やかに補充すること。 2 認可までに申請内容を見直す場合、事前に協議すること。 3 現在係争中の訴訟において、訴訟の原因、現況及び今後の見通し、法人としての認識について説明すること。
学校法人 大阪成蹊学園	大阪成蹊大学大学院	教育学研究科(M)	1 認可までに申請内容を見直す場合、事前に協議すること。 2 現在係争中の訴訟について、現況及び今後の見通し、法人としての認識について説明すること。
学校法人 相愛学園	相愛大学大学院	音楽研究科(M)	1 平成28年度開催の理事会及び評議員会において、一度も出席していない理事及び評議員がいることから、その理由を明らかにするとともに、その対応方針について説明すること。 2 理事会及び評議員会の議事録に監事による監査報告が記載されていないことから、今後は適切に対応すること。 3 認可までに申請内容を見直す場合、事前に協議すること。 4 代表権の登記が遅延して行われていたことから、今後は法令の規定に基づき、所定の期日までに行うこと。 5 既設校の今後の定員充足の在り方について検討すること。 (相愛大学 音楽学部音楽学科)
学校法人 奈良学園	奈良学園大学大学院	看護学研究科(M)	認可までに申請内容を見直す場合、事前に協議すること。



設 置 者	大 学 名	学部・学科・研究科名	審査意見
学校法人 古沢学園	広島都市学園大学大学院	保健学研究科(M)	<p>1 顧問の設置根拠及び職務内容について説明すること。</p> <p>2 認可までに申請内容を見直す場合、事前に協議すること。</p> <p>3 代表権の登記が遅延して行われていたことから、今後は法令の規定に基づき、所定の期日までに行うこと。</p> <p>4 既設校の今後の定員充足の在り方について検討すること。 (広島都市学園大学 子ども教育学部子ども教育学科)</p>
学校法人 純真学園	純真学園大学大学院	保健医療学研究科(M)	<p>1 認可までに申請内容を見直す場合、事前に協議すること。</p> <p>2 未整備の規程を整備すること。 (役員退職金支給規程)</p>
学校法人 福原学園	九州共立大学大学院	スポーツ学研究科(M)	認可までに申請内容を見直す場合、事前に協議すること。
学校法人 廣池学園	麗澤大学大学院	学校教育研究科(M)	<p>1 認可までに申請内容を見直す場合、事前に協議すること。</p> <p>2 理事会及び評議員会の委任状について、白紙委任となっていることから、その在り方について見直すこと。</p> <p>3 休止中の収益事業があることから、事業の再開等その在り方について検討すること。また、再開する予定が無いのであれば、寄附行為を変更すること。</p>

設 置 者	大 学 名	学部・学科・研究科名	審査意見
学校法人 東京聖徳学園	聖徳大学大学院	看護学研究科(M)	<p>1 認可までに申請内容を見直す場合、事前に協議すること。</p> <p>2 既設校の今後の定員充足の在り方について検討すること。  〔 聖徳大学 心理・福祉学部心理学科、文学部文学科、音楽学部演奏学科 〕  〔 聖徳大学短期大学部 保育科第一部、総合文化学科 〕</p> <p>3 現在係争中の訴訟において、現況及び今後の見通し、法人としての認識について説明すること。</p>
学校法人 帝京科学大学	帝京科学大学大学院	医療科学研究科(M)	<p>1 非常勤理事への業務状況等の定期的な報告が不十分であることから、適切に対応すること。</p> <p>2 認可までに申請内容を見直す場合、事前に協議すること。</p> <p>3 既設校の今後の定員充足の在り方について検討すること。  (帝京科学大学 医療科学部医療福祉学科)</p> <p>4 会長の職務内容及び勤務の実績について説明するとともに、報酬の妥当性と支払根拠を示すこと。</p>
学校法人 日本体育大学	日本体育大学大学院	保健医療学研究科(M)	<p>1 認可までに申請内容を見直す場合、事前に協議すること。</p> <p>2 代表権の登記が遅延して行われていたことから、今後は法令の規定に基づき、所定の期日までに行うこと。</p> <p>3 現在係争中の訴訟において、現状及び今後の見通し、法人としての認識について説明すること。</p>
学校法人 同志社	同志社女子大学大学院	看護学研究科(M)	<p>1 平成28年度開催の評議員会において、一度も出席していない評議員がいることから、その理由を明らかにするとともに、その対応方針について説明すること。</p> <p>2 認可までに申請内容を見直す場合、事前に協議すること。</p> <p>3 現在係争中の訴訟において、現況及び今後の見通し、法人としての認識について説明すること。併せて、雇用に関する複数の訴訟があることについて、法人としての認識を説明すること。</p>
学校法人 龍谷大学	龍谷大学大学院	農学研究科(M・D)	<p>1 平成28年度開催の評議員会において、一度も出席していない評議員がいることから、その理由を明らかにするとともに、その対応方針について説明すること。</p> <p>2 認可までに申請内容を見直す場合、事前に協議すること。</p>

設置者	大学名	学部・学科・研究科名	審査意見
学校法人 大阪歯科大学	大阪歯科大学大学院	医療保健学研究所(M)	<p>1 平成28年度開催の評議員会において、一度も出席していない評議員がいることから、その理由を明らかにするとともに、その対応方針について説明すること。</p> <p>2 認可までに申請内容を見直す場合、事前に協議すること。</p> <p>3 資産総額変更登記が遅延して行われていたことから、今後は法令の規定に基づき、所定の期日までに行うこと。</p> <p>4 理事会及び評議員会の委任状について、白紙委任となっていることから、その在り方について見直すこと。</p> <p>5 既設校の今後の定員充足の在り方について検討すること。 (大阪歯科大学 医療保健学部口腔工学科)</p>
学校法人 関西金光学園	関西福祉大学大学院	教育学研究科(M)	<p>1 理事長と監事が別法人等で上下関係にあるか確認すること。</p> <p>2 認可までに申請内容を見直す場合、事前に協議すること。</p>
学校法人 安田学園	安田女子大学大学院	看護学研究科(M・D)	認可までに申請内容を見直す場合、事前に協議すること。
学校法人 創価大学	創価大学	通信教育部 文学部 人間学科	<p>1 監事の出席していない理事会があることから、私立学校法に定める監事の職務を認識し、今後は監事出席の上で開催すること。</p> <p>2 通信教育の開設に伴う施設等の整備計画について、全て既設校からの転共用で整備し、新たに整備する設備等の経費は計上されていないことから、通信教育のための施設設備として支障が生じない計画であるのか、説明すること。</p> <p>3 認可までに計画内容を見直す場合、事前に協議すること。</p>
学校法人 桃山学院	プール学院大学(設置者変更)	教育学部 教育学科 国際文化学部 教養学科	<p>1 平成28年度開催の評議員会において、一度も出席していない評議員がいることから、その理由を明らかにするとともに、その対応方針について説明すること。</p> <p>2 理事会及び評議員会に関して、欠席した理事及び評議員に対する説明をどのように行っているか説明すること。</p> <p>3 桃山学院からプール学院への寄付金について、その金額の積算根拠を説明すること。</p> <p>4 施設・設備の移管の考え方について説明すること。また、設置者変更後のプール学院大学とプール学院短期大学との施設設備の共用の考え方について説明すること。</p> <p>5 認可までに申請内容を見直す場合、事前に協議すること。</p>